

北軽井沢大学村環境保全協定

制定 1978（昭和 53）年 8 月 13 日

改訂 1988（昭和 63）年 8 月 7 日

改訂 1989（平成元）年 8 月 6 日

改訂 1993（平成 5）年 8 月 8 日

改訂 1997（平成 9）年 8 月 10 日

改訂 2009（平成 21）年 6 月 13 日

（前文）

大学村は清澄な空気と美しい自然に恵まれた、人々の憩いの地であります。村の開拓者は、村民の心ゆたかな生活を念願してこの村をひらきました。この、よき環境を保全して後代に伝えることは、わたしたち村民のすべてに課せられた責務であります。しかしながら近年、高度に発達した技術や文明への過信によって、人々は、自然の生態に支えられたうるわしい環境を損おうとする傾向にあり、現にこの村もその例外ではありません。わたしたちは、改めてこの現状を見つめ、あえてわたしたち自信の忼意を規制してこの環境を保全し、あわせて村民相互の連帯を培うための最善の努力をしたいと思います。ここに大学村憲章を旨とする協定をさだめて村民共同の律といたします。

（目的）

第 1 条 定款第 3 条および憲章の趣旨に従い、大学村のうるわしい自然を後代に伝えて、次代にわたるよき生活環境の保全を図ることを目的とする。

（組合の責務）

第 2 条 組合は定款第 4 条の規定にのっとり、前条の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

（組合員の責務）

第 3 条 組合員は第 1 条の目的を達成するために、以下に定める事項を守らなければならない。

第 4 条 個々の敷地はもっぱら組合員の居住を目的とし、営利の用に供してはならない。また、これらの敷地には原則として山荘 1 戸のみ建設することができる。

第 5 条 敷地の売買に関しては、本協定を了解事項とし、事前に組合に届出なければならない。

第 6 条 敷地を分割譲渡する場合の敷地面積は、一戸当り 7 5 0 平方メートル以上を基準とする。

第 7 条 建築物の建設・増築・改築・改修・給排水設備・整地等の工事を行おうとするものは、理事会の定める工事計画書、図面、工事契約書の写しおよび土地所有者等による承諾書を組合に提出し、理事会の承認を得なければならない。特に建築確認申請を必要とする工事においては、建築確認書の提出前に理事会の承認を得ておかねばならない。

2 前項の書類提出後に工事内容に変更を来す場合には、変更内容を明らかにする書類を組合に提出し理事会の承認を得なければならない。

- 3 いずれの場合も所定の書類を提出し、理事会の承認を得るまで工事を差止めなければならない。
- 4 工事が完成したときは、工事竣工届を組合に提出しなければならない。
- 5 理事会による承認を得るための工事計画の条件は、次の表の左欄の事項に対して右欄によるものとする。

左欄		右欄	
建築物の建ぺい率 (建築面積の敷地面積に対する割合)	15%以下	ここにいう建築面積・延床面積は建築基準法により算出した面積とする。	
容積率 (延床面積の敷地面積に対する割合)	20%以下		
軒高	7メートル以下		
最高部の高さ(同上)	10メートル以下	高さは平均地盤より測定する	
庇の先端又は外壁の突出部		道路境界より6メートル以上、又敷地境界より3メートル以上離すこと。	
建築物の外観		周囲の景観によく調和する。	
建物の位置、開口部の位置、向き等		組合員相互のプライバシーが保てるように十分留意すること。	
道路との境界を仕切るもの		なるべく低めの土手か木柵。塀は作らない。	
道路との境界の土手		境界線上に跨らないように山荘敷地内に築き外側の裾が道路上にはみ出さない。 道路の景観を保全するため極力保存に努め	
	出入口(車用)	幅3メートル前後	を開けることができる。
	出入口(勝手口)	幅1メートル前後	
道路との境界線付近の植樹		境界線より2メートル程度離すこと。	
樹木の道路側への枝張り		通行の妨げとならないように手入れすること。	
境界土手上的の植樹		これを避け、已むを得ないときは低木とし土手下より木の上端まで2メートル以下	
有刺鉄線		消火活動を妨げるので避ける。但し、特別の事情があるときは理事会の承認を得る。	
騒音・振動・臭気を発生する施設		設置は出来ない	
学校・会社の寮など不特定多数の利用する施設		新たに設けることはできない。但し、既存の施設については本協定の定める範囲内における改築・増築・改修(内部の模様替)は差支えないものとする。	
既存の学校・会社の寮など不特定多数の利用する施設		必ず常住の管理人をおくか、又は利用期間中専任の管理者を定めておくこと。	
夏季(7月25日～8月31日)の工事 但し組合事務所の行う緊急・公共の工事はこの限りでない。		近隣への騒音等の影響に配慮し、できるだけ見合わせる。已むを得ない事情があるときは必ず組合に届出て理事会の承認を得る	
テニスコート		新設はできない。	
その他のスポーツ施設		安全性等に留意すること。	
給排水		組合の「専用水道関係規約」および保健所の規定に従うこと。	

(村内の生活)

第8条 村内の生活については次の事項を守らなければならない。

- 一 ペットは屋内又はできるだけ境界からへだてられた敷地内に管理し、放置しないこと。近隣に異議の生じたときは、即時善処すること。
- 二 楽器の演奏・ペットの鳴声・花火爆竹その他の騒音によって近隣に迷惑を及ぼさないよう留意し、近隣に異議の生じたときは、即時善処すること。
- 三 自動車、原動機付二輪車および軽車両での村内通行は時速20キロメートルを限度とし、とくに路面乾燥時や水たまりのあるときは、ほこりやはねかえりの害を歩行者や付近の住宅に及ぼさないよう、さらに速度を控えて走行すること。路上駐車は原則として避けること。乗馬は並足にすること。
- 四 ゴミ処理については組合の指示を厳守し、みだりに路上にゴミを放置しないこと。
- 五 村内の樹木や草花を個人の意で損傷しないこと。

第9条 以上の条項以外の事項についても組合員の総意に従わなければならない。

(協定違反)

第10条 本協定に違反した場合は、理事会又は総会の決定する措置に従わなければならない。

(適用の期日)

第11条 本協定は昭和53年8月13日より適用する。

1. 改訂来歴

日付	事項	内容・理由
1978(S53)年 8 月 13 日	制定	
1988(S63)年 8 月 7 日	改訂	
1989(H1) 年 8 月 6 日	改訂	
1993(H 5)年 8 月 8 日	改訂	
1997(H 9)年 8 月 10 日	改訂	
2009(H21)年 6 月 13 日	改訂	
2024/2/17		電子化 理事会承認
2025/6/30	修正	改訂来歴追加 File Path 削除